

令和6年度 第1回佐久市学校給食臼田センター運営委員会会議次第

日時 令和6年6月28日（金）午後4時から
場所 学校給食臼田センター2階会議室

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 委嘱書交付

4 自己紹介

5 条例・施行規則の説明

6 令和6年度役員の選任

7 会長あいさつ

8 会議事項

（1）令和6年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計予算（案）について

（2）令和6年度 学校給食の実施内容について

（3）その他

9 閉 会

○佐久市学校給食センター条例

平成17年4月1日条例第197号

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

令和4年12月20日条例第27号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市下小田切165番地1	臼田中学校及び臼田小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
 - (2) 課長補佐又は係長
 - (3) 主事又は技師
 - (4) 主事補又は技師補
- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
 - (2) 超過勤務命令簿
 - (3) 休暇欠勤承認簿
 - (4) 出張命令簿
 - (5) 物資受払簿
 - (6) 栄養摂取状況記録簿
 - (7) 献立表
 - (8) 業者別仕入帳
 - (9) 調定簿
 - (10) 領収証つづり
 - (11) 給食日誌
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
- (補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター運営委員会名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名 等	備 考
井 出 誠 一	臼田小学校校長	
堀 籠 英 和	臼田中学校校長	
菊 原 知 佳	臼田中学校PTA副会長	
三 石 真 一	臼田小学校PTA会長	
堤 雅 史	学校医代表	
黒 澤 さ や か	学校薬剤師代表	
佐 々 木 和 弘	学校教育部長	

<事務局>

小 林 清 彦	学校給食課長	
平 林 久	学校給食課課長補佐	
丸 山 充 人	学校給食臼田センター	事業係
荻 原 真 由 美	学校給食臼田センター	栄養士
篠 塚 育 美	学校給食臼田センター	栄養士 (アレルギー)

学校給食臼田センター運営委員会 役員の状況

役職 年度	会 長	副会長	献立委員長	監 事		
平成17年度	切原小学校長	切原小学校 PTA会長	臼田小学校長	田口小学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成18年度	臼田小学校長	臼田小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田中学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
平成19年度	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	田口小学校長	切原小学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成20年度	田口小学校長	田口小学校 PTA会長	切原小学校長	臼田小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成21年度	切原小学校長	臼田中学校 PTA会長	臼田小学校長	青沼小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
平成22年度	臼田小学校長	切原小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田中学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成23年度	青沼小学校長	臼田小学校 PTA会長	田口小学校長	切原小学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
平成24年度	田口小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校長	臼田小学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成25年度	切原小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校長	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成26年度	臼田小学校長	臼田中学校 PTA会長	青沼小学校長	田口小学校長	田口小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
平成27年度	青沼小学校長	青沼小学校 PTA会長	田口小学校長	臼田中学校長	臼田小学校 PTA会長	臼田中学校 PTA会長
平成28年度	田口小学校長	切原小学校 PTA会長	臼田小学校長	切原小学校長	田口小学校 PTA会長	青沼小学校 PTA会長
平成29年度	切原小学校長	臼田小学校 PTA会長	青沼小学校長	臼田小学校長	臼田中学校 PTA会長	切原小学校 PTA会長
平成30年度	臼田小学校長	田口小学校 PTA会長	田口小学校長	臼田中学校長	青沼小学校 PTA会長	臼田小学校 PTA会長
令和元年度	青沼小学校長	臼田中学校 PTA会長	切原小学校長	田口小学校長	切原小学校 PTA会長	田口小学校 PTA会長
令和2年度	田口小学校長	青沼小学校 PTA代表者	臼田小学校長	青沼小学校長	臼田小学校 PTA代表者	臼田中学校 PTA代表者
令和3年度	切原小学校長	切原小学校 PTA代表者	青沼小学校長	臼田小学校長	青沼小学校 PTA代表者	田口小学校 PTA代表者
令和4年度	臼田小学校長	臼田小学校 PTA代表者	田口小学校長	切原小学校長	臼田中学校 PTA代表者	切原小学校 PTA代表者
令和5年度	臼田中学校長	臼田小学校 PTA代表者	臼田小学校長	臼田小学校長	臼田中学校 PTA代表者	—
令和6年度 (案)	臼田小学校長	臼田中学校 PTA代表者	臼田中学校長	臼田中学校長	臼田小学校 PTA代表者	—

令和 6 年 度

佐久市学校給食臼田センター給食会計予算書 (案)

佐久市学校給食臼田センター

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計予算

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 62,027,000 円と定める。

令和6年6月28日提出

佐久市学校給食臼田センター

学校給食課長 小林 清彦

歳入

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 給食費	1 給食費	58,270,280	53,398,546	4,871,734	1 小学校給食費	36,254,370	臼田小学校 619名×201日×290円＝36,081,510円 教職員加算 43名×201日×20円＝172,860円
					2 中学校給食費	21,006,510	臼田中学校 315名×201日×330円＝20,893,950円 教職員加算 28名×201日×20円＝112,560円
					3 給食センター給食費	1,009,400	臼田センター 14名×206日×350円＝1,009,400円
					4 過年度給食費	0	前年度未収金 0円
2 補助金	1 補助金	3,665,253	3,549,278	115,975	1 補助金	3,665,253	佐久市 117,929円 佐久浅間農協 58,964円 臼田小学校 2,316,360円 物価高騰対策事業 臼田中学校 1,172,000円
3 繰越金	1 繰越金	71,053	151,097	△ 80,044	1 繰越金	71,053	前年度繰越金
4 雑収入	1 雑収入	20,414	7,079	13,335	1 雑収入	20,414	試食代金、預金利息等
歳入合計		62,027,000	57,106,000	4,921,000			

歳 出

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 額		説 明
					区 分	金 額	
1 事業費	1 調理費	61,766,430	56,817,030	4,949,400	1 主食費	7,450,060	臼田小学校 619 名 × 201 日 × 37 円 = 4,603,503 円 臼田中学校 315 名 × 201 日 × 43 円 = 2,722,545 円 臼田センター 14 名 × 206 日 × 43 円 = 124,012 円
					2 牛乳代	13,216,630	臼田小学校 614 名 × 201 日 × 70 円 = 8,638,980 円 臼田中学校 311 名 × 201 日 × 70 円 = 4,375,770 円 臼田センター 14 名 × 206 日 × 70 円 = 201,880 円
					3 副食費	40,946,220	臼田小学校 619 名 × 201 日 × 203 円 = 25,257,057 円 臼田中学校 315 名 × 201 日 × 237 円 = 15,005,655 円 臼田センター 14 名 × 206 日 × 237 円 = 683,508 円
					4 返還金	145,600	牛乳停止返還金 (臼田小5名・臼田中4名) 126,630 円 パン停止返還金 (臼田小3名・臼田中1名) 18,250 円 麵停止返還金 (臼田小1名) 720 円
					5 手数料	7,920	給食費振込手数料 2 校 × 330 円 × 12 月 = 7,920 円
	2 予備費	260,570	288,970	△ 28,400	1 予備費	260,570	
	歳出合計	62,027,000	57,106,000	4,921,000			

令和6年度

佐久市学校給食臼田センター給食年間計画表 (4月から9月まで)

4 月					5 月					6 月					7 月					8 月					9 月					
		臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校		
1	月				1	水	●	●		1	土				1	月	●	●		1	木				1	日				
2	火				2	木	●	●		2	日				2	火	●	●		2	金				2	月	●	●		
3	水				3	金				3	月		●		3	水	●	●		3	土				3	火	●	●		
4	木				4	土				4	火	●	●		4	木	●	●		4	日				4	水	●	●		
5	金	●	●		5	日				5	水	●	●		5	金	●	●		5	月				5	木	●	●		
6	土				6	月				6	木	●	●		6	土				6	火				6	金	●	●		
7	日				7	火	●	●		7	金	●	●		7	日				7	水				7	土				
8	月	●	●		8	水	●	●		8	土				8	月	●	●		8	木				8	日				
9	火	●	●		9	木	●	●		9	日				9	火	●	●		9	金				9	月	●	●		
10	水	●	●		10	金	●	●		10	月	●	●		10	水	●	●		10	土				10	火	●	●		
11	木	●	●		11	土				11	火	●	●		11	木	●	●		11	日				11	水	●	●		
12	金	●	●		12	日				12	水	●	●		12	金	●	●		12	月				12	木	●	●		
13	土				13	月	●	●		13	木	●	●		13	土				13	火				13	金	●	●		
14	日				14	火	●	●		14	金	●	●		14	日				14	水				14	土				
15	月	●	●		15	水	●	●		15	土				15	月				15	木				15	日				
16	火	●	●		16	木	●	●		16	日				16	火	●	●		16	金				16	月				
17	水	●	●		17	金	●	●		17	月	●	●		17	水	●	●		17	土				17	火	●	●		
18	木	●	●		18	土				18	火	●	●		18	木	●	●		18	日				18	水	●	●		
19	金	●	●		19	日				19	水	●	●		19	金	●	●		19	月				19	木	●	●		
20	土				20	月	●	●		20	木	●	●		20	土				20	火				20	金	●	●		
21	日				21	火	●	●		21	金	●	●		21	日				21	水				21	土				
22	月	●	●		22	水	●	●		22	土				22	月	●	●		22	木				22	日				
23	火	●	●		23	木	●	●		23	日				23	火	●	●		23	金				23	月				
24	水	●	●		24	金	●	●		24	月	●			24	水	●	●		24	土				24	火	●	●		
25	木	●	●		25	土				25	火	●	●		25	木	●	●		25	日				25	水	●	●		
26	金	●	●		26	日				26	水	●	●		26	金	●	●		26	月	●			26	木	●			
27	土				27	月	●	●		27	木	●	●		27	土				27	火	●	●		27	金	●			
28	日				28	火	●	●		28	金	●	●		28	日				28	水	●	●		28	土				
29	月				29	水	●	●		29	土				29	月				29	木	●	●		29	日				
30	火	●	●		30	木	●	●		30	日				30	火				30	金	●	●		30	月	●	●		
					31	金	●	●							31	水				31	土									
給食日数		17	17		給食日数		21	21		給食日数		19	19		給食日数		19	19		給食日数		5	4		給食日数		19	17		
センター稼働日数		17			センター稼働日数		21			センター稼働日数		20			センター稼働日数		19			センター稼働日数		5			センター稼働日数		19			
															1学期給食日数															
															臼田小学校		76 日													
															臼田中学校		76 日													
															センター稼働日数		77 日													

令和6年度

佐久市学校給食臼田センター給食年間計画表

(10月から3月まで)

10 月					11 月					12 月					1 月					2 月					3 月						
		臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校				臼田 小学校	臼田 中学校			
1	火	●	●		1	金	●	●		1	日				1	水				1	土					1	土				
2	水		●		2	土				2	月	●	●		2	木				2	日					2	日				
3	木	●	●		3	日				3	火	●	●		3	金				3	月	●	●			3	月	●	●		
4	金				4	月				4	水	●	●		4	土				4	火	●	●			4	火	●	●		
5	土				5	火	●	●		5	木	●	●		5	日				5	水	●	●			5	水	●	●		
6	日				6	水	●	●		6	金	●	●		6	月				6	木	●	●			6	木	●	●		
7	月	●	●		7	木	●	●		7	土				7	火				7	金	●	●			7	金	●	●		
8	火	●	●		8	金	●	●		8	日				8	水				8	土					8	土				
9	水	●	●		9	土				9	月	●	●		9	木	●	●		9	日					9	日				
10	木	●	●		10	日				10	火	●	●		10	金	●	●		10	月		●			10	月	●	●		
11	金	●	●		11	月	●	●		11	水	●	●		11	土				11	火					11	火	●	●		
12	土				12	火	●	●		12	木	●	●		12	日				12	水	●	●			12	水	●	●		
13	日				13	水	●	●		13	金	●	●		13	月				13	木	●	●			13	木	●	●		
14	月				14	木	●	●		14	土				14	火	●	●		14	金	●	●			14	金	●	●		
15	火	●	●		15	金	●	●		15	日				15	水	●	●		15	土					15	土				
16	水	●			16	土				16	月	●	●		16	木	●	●		16	日					16	日				
17	木	●	●		17	日				17	火	●	●		17	金	●	●		17	月	●	●			17	月		●		
18	金	●	●		18	月	●	●		18	水	●	●		18	土				18	火	●	●			18	火		●		
19	土				19	火	●	●		19	木	●	●		19	日				19	水	●	●			19	水				
20	日				20	水	●	●		20	金	●	●		20	月	●	●		20	木	●	●			20	木				
21	月	●	●		21	木	●	●		21	土				21	火	●	●		21	金	●	●			21	金				
22	火	●	●		22	金	●	●		22	日				22	水	●	●		22	土					22	土				
23	水	●	●		23	土				23	月	●	●		23	木	●	●		23	日					23	日				
24	木	●	●		24	日				24	火	●	●		24	金	●	●		24	月					24	月				
25	金	●	●		25	月	●	●		25	水	●	●		25	土				25	火	●	●			25	火				
26	土				26	火	●	●		26	木				26	日				26	水	●	●			26	水				
27	日				27	水	●	●		27	金				27	月	●	●		27	木	●	●			27	木				
28	月	●	●		28	木	●	●		28	土				28	火	●	●		28	金	●	●			28	金				
29	火	●	●		29	金	●	●		29	日				29	水	●	●								29	土				
30	水	●	●		30	土				30	月				30	木	●	●								30	日				
31	木	●	●							31	火				31	金	●	●								31	月				
給食日数		20	20		給食日数		20	20		給食日数		18	18		給食日数		16	16		給食日数		17	18		給食日数		10	12			
センター稼働日数		21			センター稼働日数		20			センター稼働日数		18			センター稼働日数		16			センター稼働日数		18			センター稼働日数		12				
								2学期給食日数								3学期給食日数				年間給食日数											
								臼田小学校		82 日						臼田小学校		43 日		臼田小学校		201 日									
								臼田中学校		79 日						臼田中学校		46 日		臼田中学校		201 日									
								センター稼働日数				83 日				センター稼働日数				46 日				センター稼働日数				206 日			

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和6年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - （1）小学生 310円
 - （2）中学生 350円
 - （3）職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
 - （4）給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記（1）（2）に準じるものとする。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
ただし、前項（1）及び（2）の区分においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
 - （1）小学生 保護者実質負担額 290円
 - （2）中学生 保護者実質負担額 330円なお、前項（3）及び（4）の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （令和6年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	7 0 円	2 0 円	6 1 円	6 0 円
中 学 校	7 0 円	2 6 円	6 7 円	6 6 円

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター事業計画

1. 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること
- ② 日常生活における食事について理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと

2. 献立方針

(ア) 献立年間計画による献立の作成

(イ) 旬の食材を取り入れる工夫

(ウ) 地場産物の活用（五陵の里、佐久市有機農業研究協議会、フレッシュフードサービス）

(エ) 希望献立を取り入れる

(オ) アレルギー対応食の提供

「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱」に基づき、実施を希望する保護者からのアレルギー対応食意向調査票及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出により、関係者による面談・申請手続きを行いアレルギー対応食の提供を行う。

(カ) 行事食の提供

(キ) 衛生に配慮した献立（施設・調理員が実施可能な献立）

3. 衛生管理・食に関する指導

(ア) 定期的な食材検査の実施（細菌類）

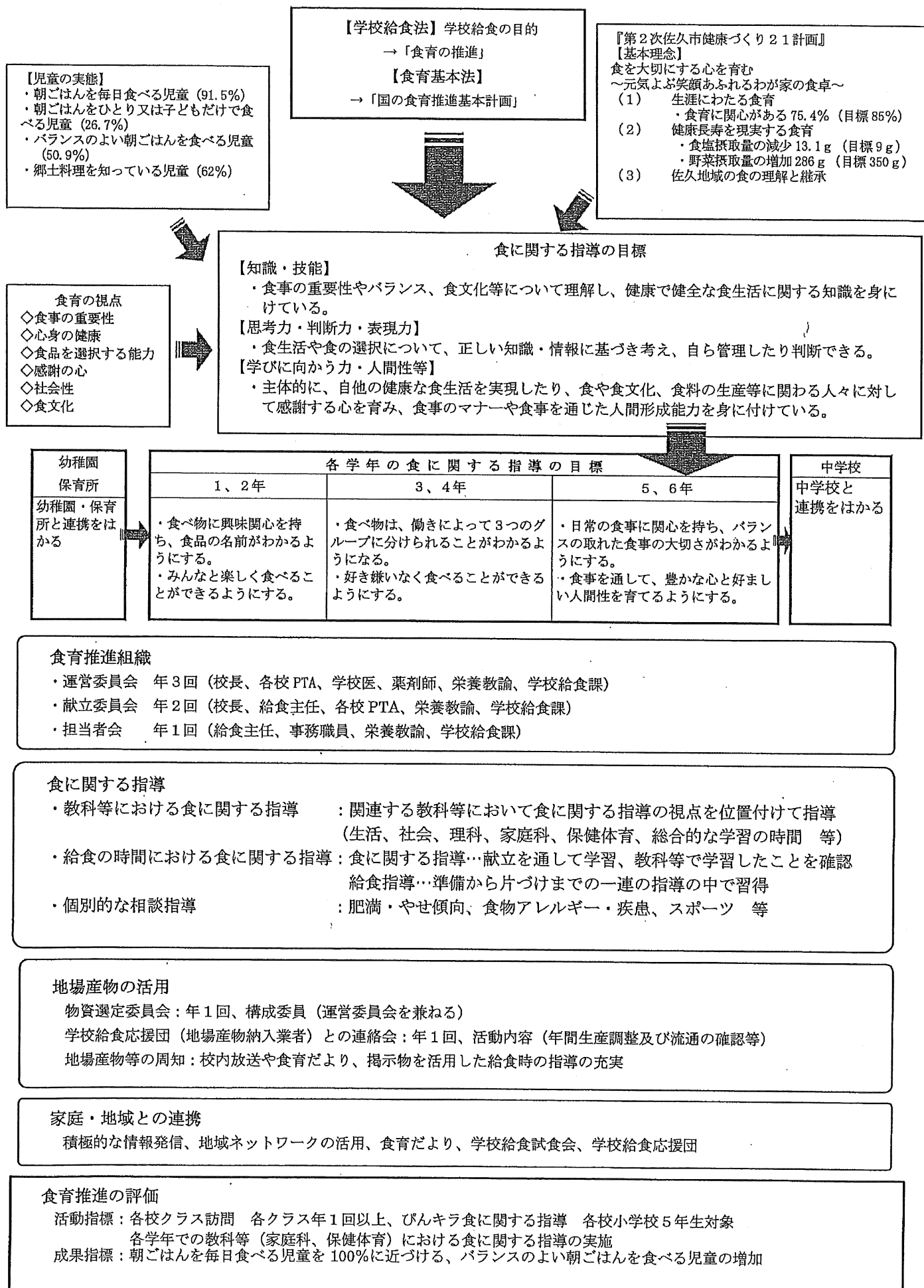
(イ) 毎日の残菜調査のとりまとめ

(ウ) 学校訪問（全学級）による児童・生徒の給食の様子

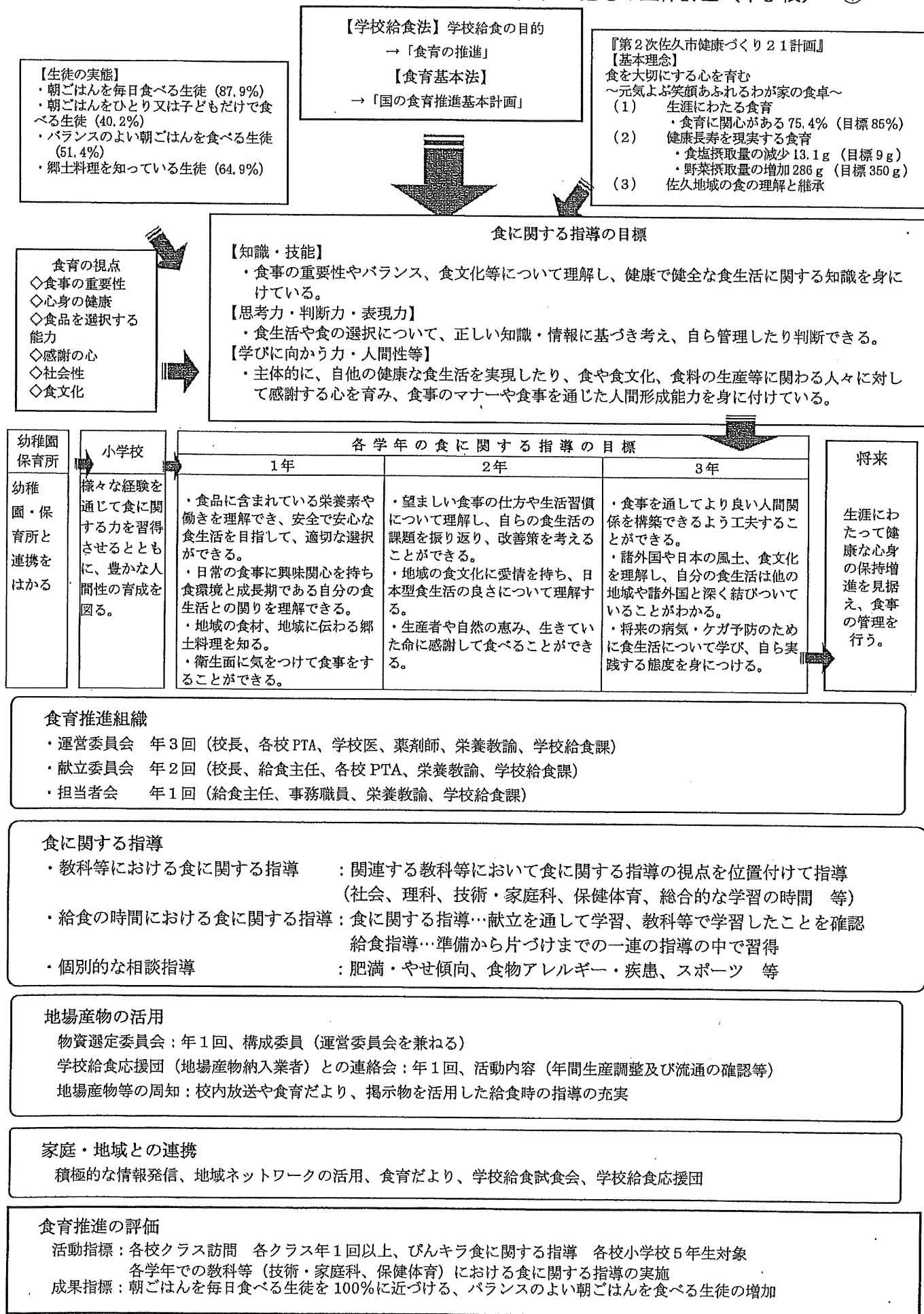
(エ) 給食だより等による情報提供

月	月目標	献立作成のポイント	行事食	行事・旬の食品等	指導内容	希望献立
4	給食のきまりを守って 楽しく食べよう	・新入生が食べやすいように 調理の工夫をする ・春が感じられる献立内容にする	入学進級祝い お花見	春キャベツ 鱈 うど 花見団子	学校給食の目的 きまりの確認	
5	バランスの良い食事を しよう	・栄養基準量にそって、6群の 食品をバランスよく取り入れる	子どもの日	新たまねぎ 新じゃが アスパラ たけのこ かしわ餅	3色の食べものと その働き バランスのとれた 食事	
6	歯や骨を丈夫にしよう	・骨や歯を丈夫にし、あごの発達 を促す食品を取り入れる ・食中毒の防止上、食品の選択 と、調理の工夫をする	虫歯予防デー びんキラ食	梅 アスパラ メロン レタス 大豆 小魚 川魚	骨や歯によい食べもの (Ca) かむことの大切さ 梅雨時の衛生	
7	暑さに負けない食事を しよう	・暑さに向け、体力をつける料理 の工夫をする ・食欲をそそり、涼しさを感じさせ る工夫をする	七夕 土用の丑	トマト レタス きゅうり なす ピーマン すいか そうめん	夏の食事のポイント (ビタミンB1) 夏休みの過ごし方	小学6年
8	規則正しい食事を しよう	・消化吸収のよいものを取り入れ る ・食欲をそそる工夫をする		かぼちゃ なす ピーマン トマト とうもろこし 梨	給食のきまりの再確認 1日3食の役割 (朝食の大切さ)	
9	↓	↓	お月見	さんま さば 梨 プルーン 枝豆 月見団子	夏バテ回復の食事 休養と食事	小学5年
10	好き嫌いしないで食 べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・偏食矯正のための工夫をする ・質、量ともに充実した食事の 工夫をする	地場産献立 びんキラ食	さんま さば 柿 里芋 りんご さつまいも 栗 信州サーモン	偏食について 魚の栄養、食べ方、 箸の使い方 食事と運動	小学4年
11	感謝して食べよう	・秋を感じさせる工夫をする ・感謝の気持ちを育てる食事の 工夫をする	勤労感謝の日 収穫祝い	ごぼう 長ねぎ 白菜 大根 ブロッコリー ほうれん草 さけ いわし 栗ごはん	生産と感謝	
12	寒さに負けない食事を しよう	・かぜを予防する食事の工夫を する ・身体を温める食事の工夫を する	冬至 びんキラ食	ごぼう 大根 ブロッコリー 白菜 かぼちゃ こんにゃく	寒さに負けない体を 作る食べもの 冬野菜の効用 牛乳の栄養	中学3年
1	郷土の食べものを 知ろう	・地元の食べものや、郷土食を 取り入れる ・消化吸収のよいものを取り入れ る ・体を温める食事の工夫をする	七草 鏡開き 大寒	もち わかさぎ お雑煮 凍み豆腐	給食の歴史 郷土の食事と文化	中学3年
2	食事のマナーを身に つけよう	・行事食を取り入れる ・行事食についての理解を深め られるような献立にする	節分 びんキラ食	福豆 いわし いちご 凍み豆腐	食事のマナー 行事食の意味と伝承	中学3年
3	食生活の反省をしよう	・楽しい思い出に残るような食事 を工夫する ・春らしく彩り等配慮する	ひなまつり 卒業祝い 佐久の日献立	鱈 あさり いちご ちらし寿司	一年間のまとめ 望ましい食習慣	

令和6年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（小学校） ①



令和6年度 佐久市学校給食臼田センター 食に関する指導の全体計画（中学校） ①



改正

平成25年 9 月 26日教委告示第17号

平成25年11月25日教委告示第19号

平成26年12月24日教委告示第23号

平成29年 3 月 23日教委告示第12号

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対して等しく学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食品を除去した除去食又は当該食品の代わりとなる食品を使用した代替食をいう。

(実施施設)

第3条 事業は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センターにおいて実施する。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、食物アレルギーを有する児童又は生徒で学校給食の献立によっては食べられない食品があるものとする。

(調査の実施)

第5条 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、食物アレルギーを有する児童又は生徒を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(事業内容説明等)

第6条 教育委員会は、前条の調査結果に基づき、アレルギー対応食を希望する保護者に対し、事業内容について説明を行うものとする。

2 前項の説明を受けたうえで、事業の実施を希望する保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号）及び学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の調査票及び指示書を受理したときは、保護者、学校関係者及び教育委員会の三者による面談を実施するものとする。

(実施の申請)

第7条 前条第3項の面談を受けた保護者は、事業の実施を申請しようとするときは、佐久市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実施の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、事業の実施の必要性等を審査し、事業の実施について決定したときは、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(アレルギー対応食の提供等)

第9条 教育委員会は、前条の規定による通知をした保護者（以下「実施決定保護者」という。）に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月20日までに実施月1か月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項の実施予定献立表の送付を受けた実施決定保護者は、その内容を確認し、事業の実施を承諾したときは、実施月の前月25日までに佐久市学校給食アレルギー対応食実施承諾書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の承諾書の提出があったときは、アレルギー対応食を提供するものとする。

4 教育委員会は、実施月の中で食品等の理由からアレルギー対応食を提供できない日がある場合については、実施決定保護者に対し、弁当（学校給食の献立の全部又は一部の代わりとしての食事をいう。）の持参日を指定できるものとする。

(アレルギー対応食の変更又は中止)

第10条 アレルギー対応食の内容の変更又は事業の中止を希望する実施決定保護者は、佐久市学校給食アレルギー対応食変更(中止)願(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、第3条第2号から第4号までの施設においてなされたアレルギー対応食の提供に係る決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成25年9月26日教委告示第17号)

この要綱中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日教委告示第19号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日教委告示第23号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委告示第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第10条関係)

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。
この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、
学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。

-佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱(平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号)-

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

-「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省-

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

-「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会-

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要

エ) 食器や調理器具の共用ができない

オ) 油の共用ができない

カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省－

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

○:センター作成書類 ●:学校作成書類

	継続者(小1~5年 中学1~2年)	小学校新1年生(来入児)	中学校新1年生(現小学6年生)
4月~8月	対応食開始 転入生アレルギー調査(随時)		
9月	毎月 ・対応食献立表作成 ・対応食確認表送付(20日頃) ・家庭より承諾書戻り ・対応食内容最終確認(25日頃) ・対応食決定内容学校へ送付	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全小学新1年生 場所:各小学校 (第1回来入児説明会にて) 「食物アレルギー調査について」 調査表配布回収	①食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全中学新1年生(6年生) 在籍している小学校において 「食物アレルギー調査について」調査表 配布回収
10月	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供 事業意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に 係る学校生活管理指導表の発行について (継続受診用)様式2」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報 提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理 指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックが されているもの)※必要な場合に限る (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る) (5)学校におけるアレルギー-対応情報提供書 (様式4)(過去に医療機関から別紙様式 14の3(学校生活管理指導表(アレルギー- 疾患用))が発行された者のみ)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食提供事業 希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業 意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に 係る学校生活管理指導表の発行について (初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報 提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理 指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックが されているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る)	保護者配布書類準備(10月) センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業 意向調査票 ○佐久市学校給食提供事業実施申請書 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に 係る学校生活管理指導表の発行について (初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関) (1)アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報 提供依頼書(様式3) (2)「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理 指導表(アレルギー-疾患用)」) (3)学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックが されているもの) (4)アレルギー-管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る)
11月	①医療機関受診(10月中旬~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書 別紙様式14の3」を学校医へ提出し、 許可を得て写しを取り保管。また 写しを12月下旬までにセンターへ 送付する。	②佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業説明会開催(11月上旬) 対象:アレルギー対応食希望者 場所:白田給食センター ③医療機関受診(11月~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書 別紙様式14の3」を学校医へ提出し、 許可を得て写しを取り保管。また 写しを12月下旬までにセンターへ 送付する。	②医療機関受診(10月中旬~12月下旬) 書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書 別紙様式14の3」を学校医へ提出し、 許可を得て写しを取り保管。また 写しを12月下旬までにセンターへ 送付する。
12月			
1月	②三者面談実施(1月下旬~2月中旬) ※変更がある場合のみ実施 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:各小中学校(在籍校) ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供 事業実施申請書」面談後保護者が提出	④三者面談実施(1月下旬~2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 来入児係 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定小学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供 事業実施申請書」面談後保護者が提出	③三者面談実施(1月下旬~2月中旬) 参加者:保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 事務担当者 栄養職員 アレルギー担当栄養士 場所:入学予定中学校 ○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供 事業実施申請書」面談後保護者が提出
2月			
3月	③審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施 決定通知書」保護者へ送付	⑤審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施 決定通知書」保護者へ送付	④審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施 決定通知書」保護者へ送付

令和6年度 アレルギー対応食提供事業対応の流れ(継続者用)

佐久市学校給食白田センター

対象者: 小学校1年生～6年生 中学校1年生～2年生

4月 ～ 8月	対応食開始
9月	毎月の流れ 前月20日頃 ・対応食献立表 ・対応食確認表 ・承諾書 配布 ⇒ 前月25日頃 承諾書提出 (保護者⇒学校⇒センター) 対応食内容最終確認 ⇒ 前月末 翌月分対応食実施 内容を学校へ送付 (センター⇒学校)
10月	新年度継続書類配布 下記書類が家庭へ配布されます。 センター配布書類・前年度と変更ありません ・佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業意向調査票 ・佐久市学校給食提供事業実施申請書 ・三者面談日程調整表 学校配布書類 ・「診療情報提供書別紙様式14の3」 従来の「学校生活管理指導表」が「診療情報提供書別紙14の3」に変更になります。 ・「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について」(様式1または、様式2) ・医療機関主治医宛文書(様式3、様式4)
11月	医療機関受診(11月～12月下旬)
12月	医療機関を受診していただいた後、書類一式を学校へ提出してください。 提出後、「様式14の3」は学校から学校医を経由します。その後面談を行います。このことから書類配布を早め、受診期間を11月から12月下旬とし、提出期限を12月下旬とします。
1月 2月	三者面談実施(1月下旬～2月中旬) 継続者はアレルギー対応食材に変更がある場合に、保護者・学校・センター職員で三者面談を行います。ご都合の良い日を三者面談日程調整表へ記入いただき提出をお願いします。 小学校6年生は、中学に入学するため、全員中学校にて面談を行います。
3月	審査・決定(3月上旬) 審査・決定後「令和6年度食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」を保護者へ送付します。

令和 6 年度 食物アレルギー対応食の提供について(学校用)

佐久市学校給食白田センター

「アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼に関する様式について 4 教保第 405 号(令和 4 年 12 月 7 日)」通知が県教育委員会より届いておりますのでそれに沿った対応をお願いします。

1 対応食について

一般献立を基本とし、食物アレルギーの起因となる食材を除去した除去食、または代替食を提供します。

2 食物アレルギー対応食決定までの流れ

(1) 実態把握(9 月)

食物アレルギー調査票配布・回収・集計一覧表送付

- ・小学校新 1 年生 食物アレルギー調査表配布(全員)・回収(9 月)
- ・中学校新 1 年生 食物アレルギー調査票配布(全員)・回収(9 月)
- ・継続児童、生徒 名簿作成(10 月)

書類準備

●医療機関へ提出する書類一式(学校準備)(R6 年度 アレルギー対応食提供事業対応の流れ参照)

(アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(初診用)様式 1 又は(継続受診用)様式 2 に記載)

学校はアナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る診療情報提供依頼に関する様式について(通知)の手順を参考に文書を作成する。

○センター配布書類(センター準備)

- ・小学校新 1 年生は佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会にて書類配布
- ・中学校新 1 年生、継続児童、生徒は書類をセンターから学校経由で配布

(2) 医療機関受診(11 月～12 月下旬)

保護者は医療機関へ提出する書類一式を持参し医療機関受診

(3) 書類の提出(12 月下旬)

保護者から提出された●「診療情報提供依頼書」別紙様式 14 の 3 を学校が学校医へ持参し学校医の許可を得て写しを取り、センターへも写しを一部送付する。

○佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票(様式第 1 号)

○三者面談日程希望表

(4) 三者面談実施(各学校にて)(1 月下旬～2 月中旬)

- ・小学校新 1 年生 各入学予定校にて
- ・中学校新 1 年生 各入学予定校にて
- ・継続児童、生徒 在籍校にて(対応内容に変更がある場合のみ実施)

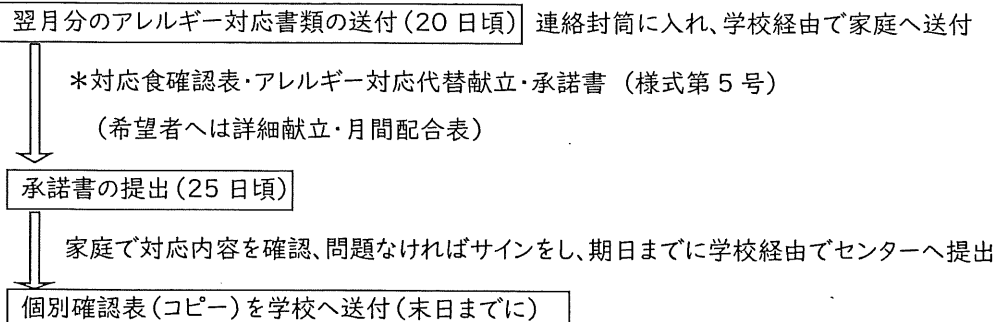
面談後、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第 3 号)の提出
食物アレルギー対応委員会開催 個別取組プラン検討、決定、全職員に周知

(5) 審査・決定

対応の可否を審査後、保護者へ佐久市食物アレルギー対応食提供事業実施決定書を送付

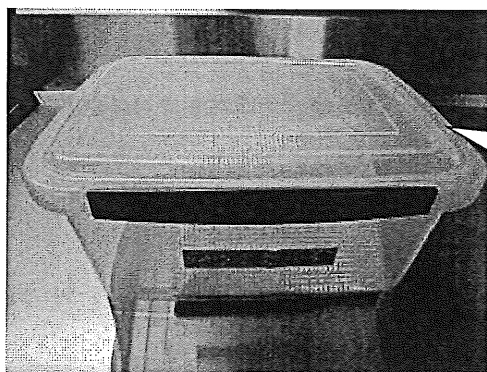
3 学校・家庭との連絡について

1) 毎月の流れ



2) 対応食学校への提供の流れ

- ・学校ごと、その日の対応食と送り状をアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れ、配送します。(送り状は学校保管になります。)



《アレルギー食缶の中身》

- ・アルミバック(ネームプレート付)
- ・送り状

4月9日(火) 送り状(アレルギー対応食)		○:対応食あり △:家庭から持参										
〇〇小学校		1年1組	1年1組	2年2組	2年2組	5年1組						
献立	南部センター	△ △ △ △	□ □ □	■ ■ ■	○ ○ ○							
コッペパン	○			△								
焼きフランク	○			○								
しょうゆフレンチサラダ2												
白菜と厚揚げのスープ												
くだもの(清見オレンジ)1/4	○				○							

対応食のある献立には○がついています。
家庭から持参するものがある献立には△がついています。
(センターからの対応食はなしです。)
対応食と照らし合わせ、全員分そろっているか確認をお願いします。

*連絡事項など

個別のアルミバックの中に、対応食と一緒にアレルギー対応食連絡表(A5 ピンク用紙)を入れてあります。必ず学級担任等の職員が確認し、確認欄へチェック、サインをして戻してください。連絡事項等がある場合は、連絡欄へ記入してください。

アレルギー対応食連絡表記入例

アレルギー対応食連絡表 令和6年4月9日(火)

〇〇小学校		1年1組	
南部センターさん			

対応食が
そろっているか
確認しチェックを
お願いします。

学校 確認	献立名	対応内容	センター 確認
✓	コッペパン	パン停止→ごはんで代替	○
✓	焼きフランク	トマトピューレ除去→除去のみで対応	○
	しょうゆフレンチサラダ2		
	白菜と厚揚げのスープ		
✓	くだもの(清見レゾ)1/4	清見オレンジ除去→ぶどうゼリーで代替	○

連絡欄は残食等
で気付いたことが
ありましたら書いて
ください。

連絡欄(気づいたことがありましたらお知らせください)	担任印
例) 食べきれずに残しました。	

担任の先生は
確認しサイン
してください。
(サイン漏れの
ないように
お願いします。)

・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく、対応食容器に入れて戻してください。

その際、容器のフタはきちんと閉めてください。

・返却時はアルミバックをアレルギー食缶に入れ、コンテナの所定の位置へ入れてください。

・対応食の配膳手順、おかわり等については学校のマニュアルに従い、安全に行ってください。

誤食を防ぐために食器へ移さずに食べて頂くことを推奨します。

4 その他

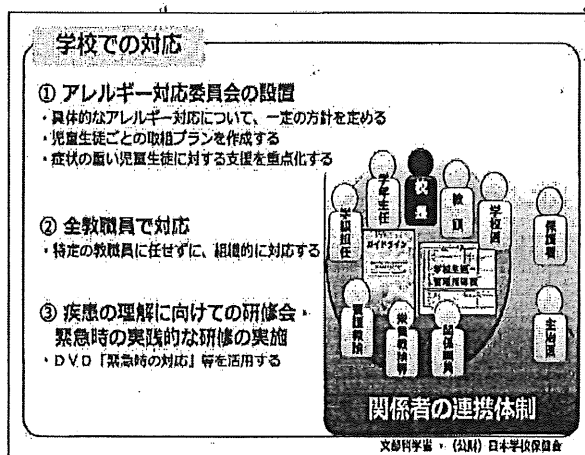
- 1) 対応内容に変更がある場合、学校へ申し出センターへも連絡をお願いします。医療機関へ提出する書類一式(学校準備)、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願(センター準備)の提出が必要となります。
- 2) 対応を中止する場合、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願の提出が必要となります。
- 3) 転入生は、アレルギーの有無にかかわらず随時「食物アレルギー調査について(お願い)」(別紙)を提出してください。アレルギー対応食の希望がある場合には三者面談を行い、対応の準備を進めます。
- 4) 牛乳・主食(パン・ソフト麺・ごはん)を停止した場合は返金となります。
※代替食提供時は返金なし。

5-2 学校の役割

ア アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置します。対応委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有します。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき本書を参考に話し合いを進めます。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠です。



【委員構成例と主たる役割例】

○委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）
- ・保健主事（教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
- ・給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- ・関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

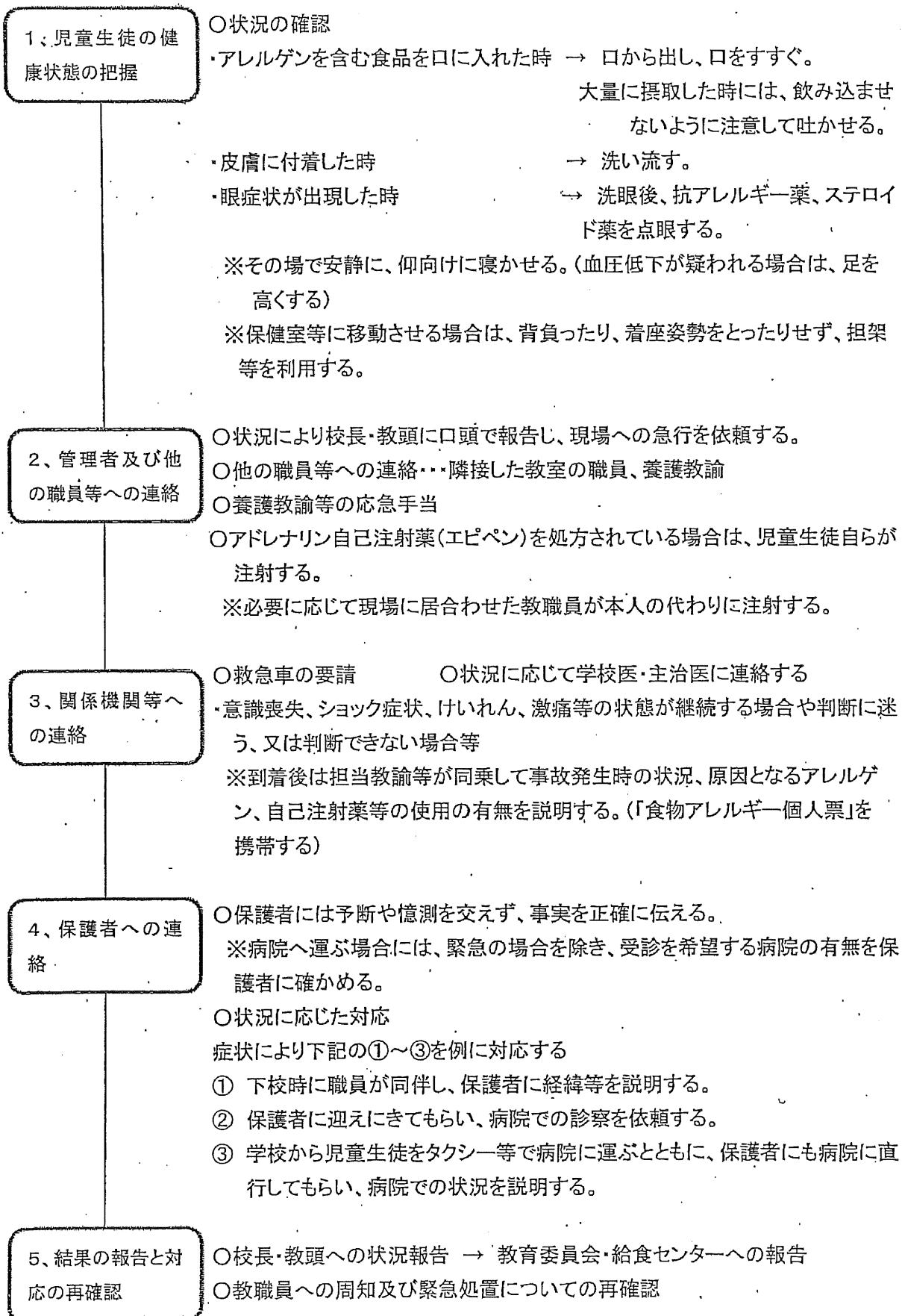
※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加えます。

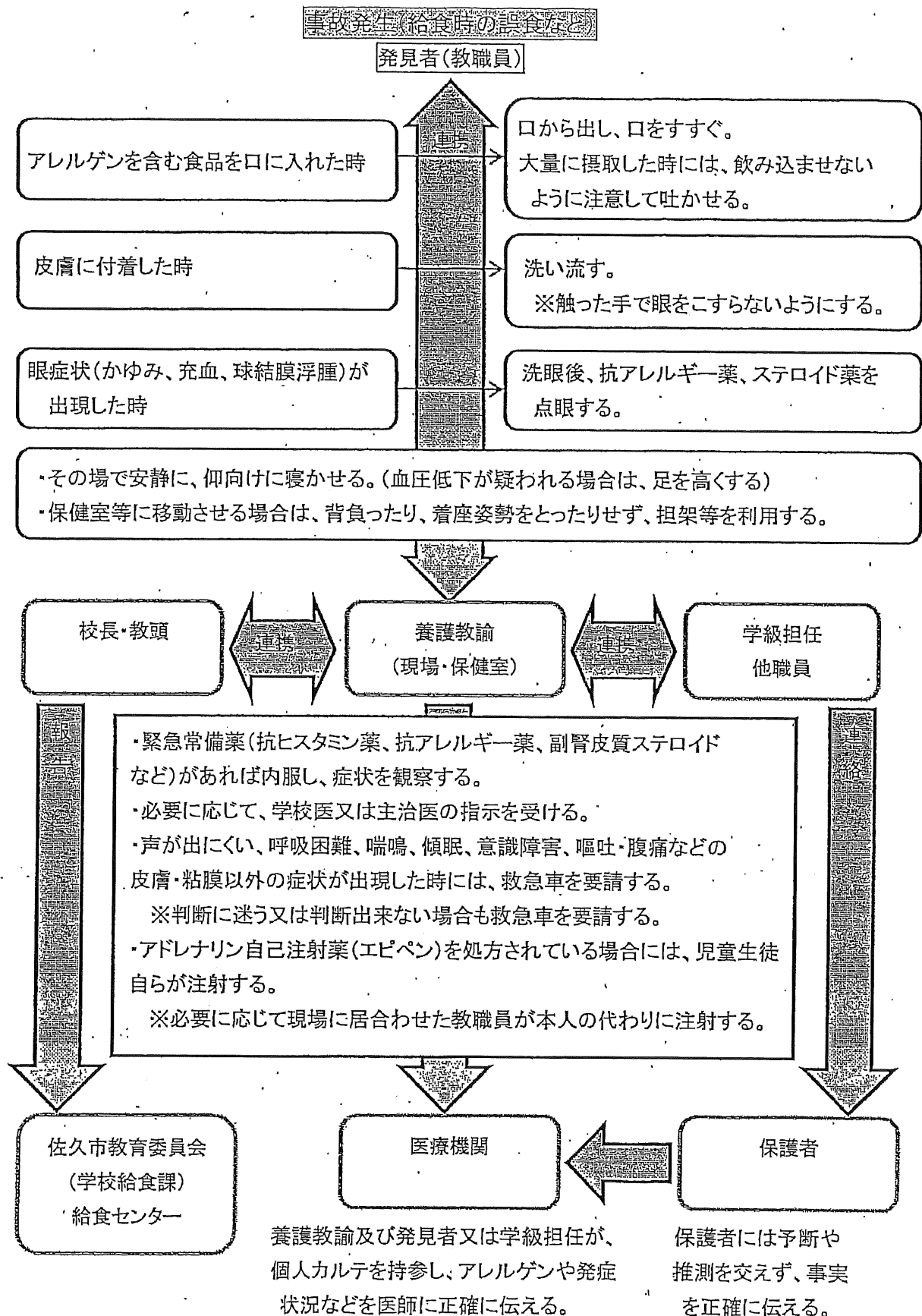
「学校における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

食物アレルギー対応食提供における緊急時の基本的な対応手順

佐久市教育委員会 学校給食課



緊急時（アナフィラキシーショックを発症した場合）の対応例



様式第3号（第7条関係）

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書

年 月 日

（申請先）佐久市教育委員会

保護者氏名

㊞

佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業の実施を次のとおり申請します。

児童・生徒 氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名 学 年 ・ 組	学 校 年 組		学級 担任
住 所	〒 佐久市	自 宅 電 話	
		FAX 番 号	
		携 帯 電 話	
緊 急 時 連 絡 先	自宅以外の場合 勤務先 電 話 ()		
かかりつけの 病 院 名 又 は 診 療 所 名	電 話	主治医 氏 名	

※本申請書の内容は、アレルギー対応食提供事業の目的以外は使用しません。

年 月 日

転入児童・生徒保護者 様

【転入児童・生徒】

佐久市教育委員会

学校給食課

食物アレルギー調査について(お願い)

佐久市教育委員会では食物アレルギーについて、転入される児童・生徒の実態を知るための調査を実施し、学校給食実施のための参考にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

つきましては、該当事項にご記入いただき、学校に提出してください。

【提出期日:令和 年 月 日()】

※お名前にはふりがなを必ず記入してください。

小 学 校・中 学 校	ふりがな	
	転入児童・生徒氏名	
年 組	ふりがな	
	保護者氏名	

あてはまる項目に☑印をするか、必要事項を記入してください。

問1. 食物アレルギー疾患が現在ありますか。

☐ ある ☐ ない

※ 以前はあったが、現在ない場合は「ない」とします。

ないと答えた方への質問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

問1で「ある」に☑印を付けた方のみ、問2へお進みください。

問2.

- (1) アレルギー疾患の判断が ☐ 医師の診断によるもの(年 月頃受診)
☐ 医師には見せていないが、そう思う

(2) 裏面へ進みます。

※食物アレルギーを有する方のみ記入

(2) 食物アレルギー症状食品該当表

食物アレルギー症状を起こす食品名を○で囲み、該当する箇所に☑印、()内に症状の出る食品名をすべて記入し、現れる症状を具体的にお書きください。その他の食品がある場合は「その他」の欄に記入してください。

食品名	食べる様子	口にしたとき 現れる症状	食品名	食べる様子	口にしたとき 現れる症状
記入例① 果物	☑1.まったく口にしない ☑2.体調により量を加減して食べる ☑3.加熱すれば食べられる	発疹・かゆみ	(6) 種実・ 木の実類	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	
(1) 鶏卵	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる		(7) 甲殻類	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	
(2) 牛乳・乳製品	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる		(8) 果物類	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	
(3) 小麦	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる		(9) 魚類	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	
(4) そば	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる		(10) 肉類	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	
(5) ビーナッツ	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる				
その他【(1)~(10)以外の食品がありましたら全て記入してください。】					
食品名	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる		食品名	☐1.まったく口にしない ☐2.体調により量を加減して食べる ☐3.加熱すれば食べられる	

(3) アナフィラキシー既往の有無について

・アナフィラキシーを起こしたことが

☐ ある(食品名) ☐ ない

・「ある」と答えた方へ

いつ頃ですか。(年 月頃)

どのような様子(症状)でしたか。

様子・症状等【 】

※アナフィラキシーとは
重篤な全身性の過敏反応であり、
下記のような症状が複数同時に
かつ急激に出現した状態のこと
ゼーゼー、呼吸困難などの
呼吸器症状、腹痛や嘔吐などの
消化器症状、ぐったりとしている

(4) アレルギー該当食材確認のための学校給食の献立表について

・詳細な献立表(下記に説明)を希望しますか。

・配合表(下記に説明)を希望しますか。

☐ 希望する・☐ 希望しない

☐ 希望する・☐ 希望しない

※語句の説明

詳細な献立表	その日に使う食品及び一食当たりの当該食品の概ねの量が全て記載された献立表
配合表	「詳細な献立表」だけでは原材料がわからない加工食品等の原材料が記載されているもの

(5) 給食では、アレルギー対応食を希望しますか

☐ 希望する・☐ 希望しない

※ 希望する場合は医師へ「学校生活管理指導表」記入をお願いするようになります。

「学校生活管理指導表」は学校に原紙がありますので受診の際に持参して記入していただくようになります。

医師へ依頼する際は有料になりますのでご承知おきください。

※ 調味料・だし・揚げ油の共有等で誘発される場合は安全性を確保するため、学校給食では対応できない場合があります。

(5)で「希望する」をチェックされた方には「アレルギー対応食提供事業説明会」のご案内をします。住所をご記入ください。

〒 住所 佐久市
連絡先 電話番号【 】 自宅・父携帯・母携帯・他() (○印を)

・調査表における個人情報については、センターで責任を持って管理します。ご協力ありがとうございました。

佐久市教育委員会学校給食課
学校給食南部センター
TEL 62-0617

様式第1号 (第6条関係)

佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票

記入日 年 月 日

保護者氏名

児 童 ・ 生 徒 氏 名	ふりがな	生年月日	年 月 日 (歳)
学 校 名 等	学校 年 組		
住 所	〒 佐久市	自 宅 電 話	
		FAX 番 号	
		携 帯 電 話	
かかりつけの 病 院 又 は 主 治 医		電 話	

次の質問のあてはまる項目に☑印をし、必要事項を記入してください。

1. 裏面別表の食物アレルギー症状を起こす食品名を○で囲み、該当する箇所には☑印を記入し、その食品を口にしたとき、現れる症状を記入してください。
その他の食品がある場合は「その他」の欄に具体的に記入してください。

- ## 2. アナフィラキシー既往の有無について

☐ あり【食品名】・☐ ない

○「ある」と答えた方へ

・いつ頃からですか。(平成 年 月 歳頃)

・どのような様子（症状等）でしたか。【

※アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、下記のような症状が複数同時にかつ急激に出現した状態。
ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、皮膚症状等が急激に2つ以上出現

3. 学校給食の「詳細な献立表」を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

4. 学校給食の「配合表」を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

詳細な献立表	その日に使う食品及び一食当たりの当該食品の概ねの量が全て記載された献立表
配 合 表	「詳細な献立表」だけでは原材料がわからない加工食品等の原材料が記載されているもの

※食物アレルギー対応食を希望する場合は、詳細な献立表と配合表を「希望」して下さい。

5. 給食では、食物アレルギー対応食を希望しますか。 ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない

※ 希望する場合は医師の診断による「学校生活管理指導表」が必要になります。

(費用は保護者負担 (月 1 回に限り保険診療が適用) となります)

食物アレルギー一症状食品等該当表

I

※食物アレルギー一症状を起こす食品名を○で囲み、該当する箇所には印、（ ）内に症状の出る食品名をすべて記入し、現れる症状を具体的に書きください。

食品名	食べる様子	口にしたとき 現れる症状	食品名	食べる様子	口にしたとき 現れる症状
鶏卵	口にしたとき 現れる症状	口にしたとき 現れる症状	(6) 種実・木の実類	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる
牛乳・乳製品	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	(7) 甲殻類	口1. まったく口にしない 原因食材の生息域※2対応 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 原因食材の生息域※2対応 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる
小麦	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	(8) 果物類	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる
そば	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	(9) 魚類	口1. まったく口にしない 原因食材のだし対応 どちらかに○印 (食べられない・食べられる) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 原因食材のだし対応 どちらかに○印 (食べられない・食べられる) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる
ピーナッツ	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない コンタミネーション対応※1 どちらかに○印 (必要でない・必要である) 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	(10) 肉類	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる
その他	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	口1. まったく口にしない 口2. 体調により量を加減して食べる 口3. 加熱すれば食べられる	【(1)～(10)以外の食品がありましたら全て記入してください。】		

※1 コンタミネーションとは、同一工場、製造ラインで原材料を扱う製造を行っている事

※2 (甲殻類) 生息域とは、同一海域でエビ・カニ等が混ざる漁法で採取し混入する可能性のあるもの(しらす・あさり・ワカメ・もずく・ひじき等)

学校生活管理指導表(ア)ルギ一疾患(用)

名前 _____ (男: 女) _____
 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日出
 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 年 _____ 月 _____ 日出

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		大保護者 電話:	
A. 食物アレルギー-弱型(食物アレルギー-ありの場合のみ記載)		A. 給食 1. 管理不要 2. 管理必要			
B. アナフィラキシー-弱型(アナフィラキシー-ありの場合のみ記載)		B. 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
C. アナフィラキシー-強型(アナフィラキシー-ありの場合のみ記載)		C. 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要			
D. アナフィラキシー-重症(アナフィラキシー-ありの場合のみ記載)		D. 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
E. アナフィラキシー-重症(アナフィラキシー-ありの場合のみ記載)		E. 原因食物を除く場合により厳しい除去が必要なものを ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理に ついては、給食対応が困難となる場合があります。			
F. アナフィラキシー-重症(アナフィラキシー-ありの場合のみ記載)		F. その他他の配慮・管理事項(自由記述)			

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑤

記入目

医師名

年 月 日

⑥

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑦

記入目

医師名

年 月 日

⑧

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑨

記入目

医師名

年 月 日

⑩

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑪

記入目

医師名

年 月 日

⑫

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑬

記入目

医師名

年 月 日

⑭

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑮

記入目

医師名

年 月 日

⑯

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑰

記入目

医師名

年 月 日

⑱

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

⑲

記入目

医師名

年 月 日

⑳

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉑

記入目

医師名

年 月 日

㉒

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉓

記入目

医師名

年 月 日

㉔

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉕

記入目

医師名

年 月 日

㉖

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉗

記入目

医師名

年 月 日

㉘

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉙

記入目

医師名

年 月 日

㉚

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉛

記入目

医師名

年 月 日

㉜

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉝

記入目

医師名

年 月 日

㉞

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㉟

記入目

医師名

年 月 日

㊱

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊲

記入目

医師名

年 月 日

㊳

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊴

記入目

医師名

年 月 日

㊵

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊶

記入目

医師名

年 月 日

㊷

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊸

記入目

医師名

年 月 日

㊹

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊺

記入目

医師名

年 月 日

㊻

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊼

記入目

医師名

年 月 日

㊽

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㊾

記入目

医師名

年 月 日

㊿

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋀

記入目

医師名

年 月 日

㋁

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋂

記入目

医師名

年 月 日

㋃

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋄

記入目

医師名

年 月 日

㋅

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋆

記入目

医師名

年 月 日

㋇

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋈

記入目

医師名

年 月 日

㋉

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋊

記入目

医師名

年 月 日

㋋

緊急時連絡先

医師名

年 月 日

㋌

記入目

医師名

年 月 日

㋍

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

令和 4 年（2022 年）12 月 7 日

市町村（学校組合）教育委員会
学校保健主管課長 様
学校給食主管課長 様

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼
に関する様式について（通知）

このことについて、別添の令和 4 年 4 月 1 日付文部科学省事務連絡「保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について」により長野県医師会と連携し、アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼に関する様式等を作成しました。

つきましては、児童生徒等の安心安全な学校生活のため、医療機関（主治医）との連携にご活用くださいますよう、貴管下の学校へ周知願います。

また、下記の事項に留意し、アレルギー疾患の児童生徒等への対応が円滑に行われますよう御協力をお願いします。

なお、様式は、本通知と同タイミングで長野県医師会から各郡市医師会及び各郡市学校医会へ通知されますので、通知が届き次第使用開始となります。

記

1 「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理表」の扱いについて

（1）対象

「食物アレルギーに関する調査票」及び健康相談（既往症がなくアレルギー様症状があった者等）において、保護者が学校での食物アレルギーに対する取り組みを希望する場合

（2）手順

- ① 保護者は学校から発行される別紙様式書類一式を持参し、医療機関を受診
※予め別紙様式 14 の 3 に学校名及び学校医名を記載
- ② 医療機関が、別紙様式 14 の 3 に必要事項を記載し発行。（月 1 回に限り保険診療を適用）
- ③ 受診後、保護者が別紙様式 14 の 3 を学校へ提出
- ④ 学校が学校医へ別紙様式 14 の 3 を持参し、学校は学校医の許可を得て、写しをとり、アレルギー疾患を管理
- ⑤ 学校は対象児童生徒の再診時に「学校におけるアレルギー対応情報提供書」（様式 4）を発行し、主治医にフィードバックする。

2 留意事項

- ・「診療情報提供書」別紙様式 14 の 3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）は原則医療機関より発行されるものですが、県医師会から要望があったため、保護者へ通知する際に同様式に学校名・学校医名を記入し添付する。
- ・使用の際には、予め学校医と受診の必要な児童生徒等の情報を共有する。
- ・主治医と学校が連携するため、学校の個別の対応方法等について関係者（保護者・校長・教頭・担任・養護教諭・栄養教諭等）が共通理解する。

長野県教育委員会事務局保健厚生課
課長：永岡 勝
保健・安全係
（担当）小田切優美 梅本絵里
学校給食係
（担当）高橋和子
電話026-235-7444 FAX026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について (初診用)

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

学 校 長

学校におけるアレルギー疾患に対する管理の徹底と事故防止のため、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）等をご提出いただく必要があります。

つきましては、必要な情報を提供いただくため、医療機関（主治医）を受診してください。

また、受診の際には下記1の書類を持参し、受診後は下記2の書類を学校へ提出してください。

なお、提出いただいた書類は学校から、学校医へ情報提供をいたしますのでご承知おきください。

1. 医療機関へ提出するもの (学校⇒保護者⇒医療機関)

- (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー診療情報提供依頼書（様式3）
- (2) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの）
- (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合に限る）

2. 受診後、学校へ提出するもの (医療機関⇒保護者⇒学校⇒学校医)

- (1) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (2) 1. (2) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ※2. (1) 以外の疾患について記入された場合
- (3) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合）

備考

※ アナフィラキシー・食物アレルギーにかかる診療で、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り保険診療となり、一部負担金の徴収があります。

アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について
(継続受診用)

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

学 校 長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る学校生活管理指導表については、文部科学省より「症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年」提出を求めることとされております。

つきましては、必要な情報を提供していただくため、医療機関（主治医）を受診してください。また、受診の際には下記1の書類を持参し、受診後は下記2の書類を学校へ提出してください。なお、提出いただいた書類は学校から、学校医へ情報提供をいたしますのでご承知おください。

1. 医療機関へ提出するもの (学校⇒保護者⇒医療機関)

- (1) アナフィラキシー及び食物アレルギー診療情報提供依頼書（様式3）
- (2) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（情報提供が必要な疾患にチェックがされているもの）
- (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（学校に記録がある場合に限る）
- (5) 学校におけるアレルギー対応情報提供書（様式4）
（過去に医療機関から別紙様式14の3（学校生活管理指導表（アレルギー疾患用））が発行された者のみ）

2. 受診後、学校へ提出するもの (医療機関⇒保護者⇒学校⇒学校医)

- (1) 「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）
- (2) 1. (3) 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） ※2. (1) 以外の疾患について記入された場合
- (3) 1. (4) アレルギー管理表（過去の記録等）など（医療機関へ提出した場合）

備考

※ アナフィラキシー・食物アレルギーにかかる診療で、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り保険診療となり、一部負担金の徴収があります。

アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報提供依頼書

令和 年 月 日

医療機関様

学校長

下記の児童生徒については、学校生活（学校行事含む）での配慮や管理が必要ですので、アナフィラキシー・食物アレルギー等に関する診療情報を提供いただくようお願いいたします。

アナフィラキシー・食物アレルギーについては、添付の「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）、それ以外のアレルギー疾患については、添付の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にご記入ください。

なお、「診療情報提供書」による学校医への情報提供につきましては、月1回に限り「B009 診療情報提供料（I）」の算定が可能となります。ご注意ください。

おって、保護者が学校に提出した関係書類は、学校から学校医へ情報提供いたしますことを申し添えます。

記

受診する児童生徒（学校記入）

学校名		
学 年	組	氏 名
備考（特に指示助言を いただきたい事項等）		

診療情報を提供する学校医（学校記入）

学校医氏名	専門科（いずれかに○）	氏 名
	内科・眼科・耳鼻科	

※ アナフィラキシー・食物アレルギーに係わる学校医への「診療情報提供書」による情報提供は、保険診療の対象となります。

実施医療機関様のご記入欄

この用紙は受診の結果を下記の該当項目（管理の要否）に○を付けて保存し、次の受診時に保護者が持参するフィードバック用紙「学校におけるアレルギー対応情報提供書（過去に医療機関から診療情報提供書が発行された者のみ持参）」の確認の際にご活用ください。

○印記入欄	受診結果
	要管理（学校医へ診療情報を提供する）
	管理不要

学校におけるアレルギー対応情報提供書

(再受診時フィードバック用)

令和 年 月 日

主治医様

学校医

学校長

アレルギー疾患にかかる学校生活での配慮や管理について、学校医へ提供いただいた診療情報をもとに下記の対応を行っております。

つきましては、さらに必要な配慮事項等ございましたら、アナフィラキシー・食物アレルギーについては、「診療情報提供書」別紙様式14の3（保険診療での様式「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」）、それ以外のアレルギー疾患については、添付の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にご記入ください。

記

受診する児童生徒

学校名		
学 年	組	氏 名

学校生活での配慮・管理内容（実施しているものに○を記載）

記入欄	内 容
	・保護者と該当児童生徒のアレルギー疾患について、学校生活管理指導表を基に具体的な取組に関する協議をしている
	・アレルギー対応委員会で関係者会議を実施した
	・緊急時の対応に備え、個別の緊急対応マニュアルを作成している
	・保護者の承諾をいただき、緊急時の対応について、消防署へ情報提供している
	・アナフィラキシーやアレルギー症状発症時に備えた薬等について、個人情報保護に留意した保存場所や扱い等を学校で周知している
	・給食の成分表を保護者に提供し、誤食防止に努めている
	・給食時には、複数の関係者でメニューの確認を行っている
	・アナフィラキシー等、緊急時の対応（アドレナリン自己注射使用法等）を想定したシミュレーション研修を実施している
	・その他（例）給食後の運動誘発アナフィラキシーを配慮して、午後の体育等の時間割を配慮している

備考（特に指示助言を
いただきたい事項等）

4教保第405号
令和4年（2022年）12月7日

一般社団法人
長野県医師会長 様

長野県教育委員会事務局
保健厚生課長

アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼
に関する様式について（通知）

このことについて、別添のとおり、市町村（学校組合）教育委員会、県立学校、信州
大学教育学部附属諸学校、私立学校へ周知しましたのでご了解願います。

長野県教育委員会事務局保健厚生課
（課長）永岡 勝
保健・安全係
（担当）小田切優美 梅本 絵里
学校給食係
（担当）高橋和子
電話 026-235-7444（直通）内線 4448
FAX 026-234-5169
E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp

事務連絡

令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

今般、令和4年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等（学校教育第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）の学校医（幼稚園における園医を含む）に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせいたします。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂、発行：公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成26年度、発行：文部科学省）等を踏まえ、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー（保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は

明らかな症状の既往及びI g E抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。))に該当する患者について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各学校等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記にご留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 管理指導表の学校等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

その際、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要があること。

2. 学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要があること。

以上

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL：03-5253-4111（内線2070）

(別紙)

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)
(抜粋)

○別表第一 医科診療報酬点数表

(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I) 250点

注7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

○別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B009 診療情報提供料(I)

(17) 「注7」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり(除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者(18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう)が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。

なお、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあつては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。

ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。

(18) 「注7」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10

項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

- (19) 「注 7」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- (20) 「注 7」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。